

Title	志賀直哉初期〈犯罪〉作品研究
Author(s)	黄, 如萍
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/46595
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 〈a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed"〉 大阪大学の博士論文について <a>〉 をご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	黄 如 萍
博士の専攻分野の名称	博士(文学)
学位記番号	第 19945 号
学位授与年月日	平成 18 年 3 月 24 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科文化表現論専攻
学位論文名	志賀直哉初期〈犯罪〉作品研究
論文審査委員	(主査) 教授 出原 隆俊 (副査) 教授 内藤 高 助教授 荒木 浩

論文内容の要旨

本論文は、志賀直哉の初期小説に共通して見られる、犯罪のモチーフを持つ作品群を本格的に論じ位置づけしようとするものである。従来の研究史では、「作家の生い立ちや実体験、「創作余談」のような後日談などが、作品を解釈する上で如何に重んじられたか」、それが「作品の読みを貧しくしてきた」という思いから、「従来省みられなかった角度から光を当てる方法をとる」ことを目指したものである。

5 作品を論じる 5 章と終章の全 6 章、計 26 節からなり、四百字詰めで、およそ 310 枚である。

第一章「「濁った頭」論—「ジャスティファイ」の視点から—」は、「今まで見逃されてきた聞き手「自分」の視線に着目」し、その「位置づけを試みる」ものである。そして、主人公の「ジャスティファイ」との対照性を示す作品と捉える。

第二章「「范の犯罪」論—「無罪」の意味—」は、作品全編を通して登場する裁判官が重視されてこなかったとして、その「興奮」という心理に注目し、無罪としたことの意味を考察する。また、登場人物たちの言葉が額面どおりに受け取られないことを指摘する。

第三章「「クローディアスの日記」論—クローディアスの「自家撞着」—」は、「日記という形式の必然性を問うことを通し、クローディアスのハムレット批判には「自家撞着」があるとし、そこに「作者のアイロニー的な視線」があるとする。解釈の多様性にも触れる。

第四章「「児を盗む話」論—父親の〈言葉〉をめぐって—」は、「今まで看過されてきた、「私」の成長や変化に着目」するとする。父親の〈言葉〉の果たした機能を明らかにしようとし、主人公が自身の罪の〈発見〉に至るのだと指摘する。

第五章「「剃刀」論—「珍し」い一日が意味するもの—」は、主人公の「完璧主義」が肯定的なものとして扱われているのかと言う疑問を提出する。そして、主人公の〈執着〉する図式を浮き上がらせ、それが「周囲の人物によって照射された」と結論付ける。

全体を通して、初期〈犯罪〉作品では、〈犯罪〉に関して主人公が何かにこだわる姿が描出される構図が類似しており、自らを「ジャスティファイ」する彼らが自己の矛盾に気づかないでいるという、内面の葛藤と限界が示されているとする。その中で、自らの矛盾した状況に気づくかどうかという点で、「児を盗む話」が、他の作品とは違うことを指摘する。

論文審査の結果の要旨

作者の創作談に拘泥しないことの必要性が指摘されてきたにもかかわらず、そうした試みが実質的には十分になされてこなかった中で、本論文の試みは重要である。

第一章では、「自分」、第二章では、裁判官、第三章では、「作者」、第四章では、父親、第五章では、妻、など、従来は中心に据えられてこなかった存在に焦点を定めることによって、新たな読みを展開しようとすることに、積極的な意味を見出すことができる。

取り分け、第四章では、言葉や場面設定の類似性、〈美〉なるものの意味を押さえた上で、「三つの〈叱り〉の構図」を指摘するなど、「私」の変化を捉えることに成功し、新たな作品論を開拓したと云ってよい成果を収めているといえる。また、第二章において裁判官を中軸に据えることが、作品全体の構図を新たに捉えなおす契機となり、問題提起となり得ているし、第三章の「自家撞着」の問題も、テキストの丹念な読みから提出された、積極的な意義を持ち、他作品の捉えなおしにもつながる視点を提起したものと評価することができよう。

また、「ジャスティファイ」という問題が、この時期の作品に通底するものとの指摘にも、首肯されるものがあり、より広い適用の可能性もうかがえる。そうだとすれば、「初期」という枠組みをゆるがす可能性もある。

一方で、第一章のように、「ジャスティファイ」という構図に拘泥するあまり、他の読み方が排除される恐れがある。また、第二章の「興奮」という事象についても、微妙なずれがあるものや、やや位相を異にするものまでも、強引に一つの枠に収めようとする傾向がある。

第三章の「作者のアイロニー」の指摘は重要であるが、作者と読者の関係など、まだ解明すべき問題がある。

また、作者の自作解説に捕われまいとする姿勢を基盤にすることが、逆に、そのことによって〈拘束〉されてしまう傾向や、その姿勢がぶれる個所もないわけではない。表現面でさらに滑らかな叙述に心がけることも求められよう。「初期(犯罪)作品」という枠組みへの意識的な問いかけも必要だと思われる。各論文ごとの成果にやや濃淡もある。

このように、今後の課題も少なくないが、対象と真摯に獲得した姿勢と、その成果は十分に評価に値する。よって、博士(文学)の学位にふさわしいものと認定する。